

具体的な登録基準は、①原則25㎡以上の床面積、トイレや洗面設備等の設置、建物のバリアフリー化、②職員による安否確認や生活相談などのサービス提供、③高齢者の居住の安定が図られた契約などが挙げられます。このように、「サービス付き高齢者住宅」は、部屋をバリアフリー化するだけでなく、職員がサービスを提供することが特徴です。今後、両省の協議を経て具体的な職員配置の基準づくりが行われる見込みですが、検討に当たり現在実施しているモデル事業の要件が基本となる見通しです。モデル事業では、社会福祉法人、医療法人又は居宅介護サービス事業者の職員か、2級以上のヘルパーといった専門知識を持つ有資格者の配置を求めています。

同時に、同住宅の供給促進を図るため、国土交通省は建設、改修費の補助や不動産取得税の軽減等の支援を行うほか、地方公共団体が同住宅の整備のために実施する事業に要する経費を対象とした交付金を交付する予定です。このような取組により、同省は2020年までに全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合を現在の1%から3～5%まで増加させることを目標としています。

この取組は、今後急増する単身高齢者や高齢者夫婦世帯が必要とする安定した住まいと安心できる支援サービスを国土交通省と厚生労働省の連携によって提供しようとするものです。住民の変化によって生じる新しい課題と直面する自治体職員にとっても、既存の行政分野の枠に捕らわれず、他部門との連携により課題に対応する方法が、問題解決の糸口を探るヒントとなるのではないのでしょうか。(や)

=====

II 広域連合からのお知らせ

平成23年度政策課題共同研究のテーマを募集中！

当広域連合では、職員の政策形成能力の向上と県及び市町村における政策立案に役立てるため、毎年度、県と市町村の職員が共同で行う政策課題共同研究を実施しています。

現在、平成23年度の政策課題共同研究を実施するに当たり、研究テーマを募集しています。提案したいテーマがございましたら、2月18日（金）までに応募様式によりご応募をお願いします。詳細はこちら↓

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/80kenkyu/01/H23t/bosyu.htm>

また、埼玉県・県内市町村・一部事務組合職員個人からも、併せて研究テーマを募集しています。詳細はこちら↓

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/80kenkyu/01/H23t/tirasii.pdf>

=====

Ⅲ 私の選んだこの一冊

「日本はスウェーデンになるべきか」

(高岡望／PHP新書)

リーマン・ショック以降、世界的な傾向として、アメリカ型市場機能重視の小さな政府路線の魅力が薄まる一方、ギリシア危機によって、ヨーロッパ型社会福祉国家の大きな政府路線も再考を迫られている。本書では、福祉予算の充実と財政健全化の両立を果たしつつあるスウェーデンが、今後の日本社会を考えるに当たって有益な判断材料を提供してくれるとの視点に立ってスウェーデン社会を分析し、その本質を提示している。

古くから、農業活動をベースに集団生活をしてきた日本人は、顔を付き合わせて合議で微妙な調整を行っていくことが多く見られた。これに対して、単独の狩猟活動をベースとしたスウェーデン人は、周りに他人の目がなくても、常に自分自身の行動をコントロールし、規則を守るという生活をしてきた。皆が納得する規則をあらかじめ作り、それを忠実に守ることで社会全体の効率を高める、そのような国民性が日常生活の中で醸成されてきたのである。

一例をあげると、スウェーデン政府は、生まれた時から国民一人一人に番号を付し、経歴や財産など、その人に属するあらゆる情報を番号に集約して徹底して管理する。日本では考えられないようなルールであるが、スウェーデン人は管理や規則の厳しさを嫌悪するよりも、それを守ることによって得られる便益を享受し、社会の組織力発展に活かしているのである。

また、スウェーデン人は将来に備え、高い社会保険料を政府に払っているが、毎年、政府は支払った分に見合う将来の年金受給額がどのくらいになっているのかを国民に開示し、年金に対する意識と勤労意欲を高めている。

それ以外にも本書では、いろいろな角度から「スウェーデン的な生き方」、「スウェーデンの本質」が語られており、手厚い福祉社会を支えている背景として紹介している。

スウェーデン・モデルは、充実した福祉制度と財政健全化の両立の点において、現在一定の成功を収めている。その制度がうまく展開していくポイントとして、①制度を国民が納得して受容していること、②制度が合理的に機能していることを本書では挙げ、今後日本がスウェーデン・モデルをより多角的に検討していくに当たって重要な視点を提供している。

我々自治体職員も、時にはこのような著書により、他国の制度や、それを支えている国民性について理解し、現在の日本の制度を再考するためのヒントにするといった広い視野を持ちたいものである。(TK)

=====

IV 政策情報ライブラリー新着図書のご案内

2月の新着図書は次の5冊です。

- ①『即！職場で実践できる自治体マネジメント』
本多鉄男／著 ぎょうせい
- ②『どの自治体でも実践できる地域活性化モデル』
中西穂高／著 彩流社
- ③『検証・地域主権改革と地方財政』
森祐之・平岡和久／著 自治体問題研究所
- ④『社会を変える公益ビジネス』
渋川智明・高谷時彦・中谷常二／編著 ぎょうせい
- ⑤『地域マーケティング論』
矢吹雄平／著 有斐閣

蔵書の閲覧・貸出は、構成団体職員の方ならどなたでもできます。

詳しいご案内、蔵書一覧は↓

<http://www.hitozukuri.or.jp/jinzai/seisaku/82network/02/Library.htm>

V 現場レポート

平成22年度第2回行政課題研究セミナー（すてっぷあっぷ講座）

「コミュニティビジネスの可能性を探る

～新たなパートナーシップの構築に向けて～」

彩の国さいたま人づくり広域連合主催

平成23年1月19日（水）13：10～16：30

ホテルブリランテ武蔵野 2階「サファイア」

地域において様々な問題が顕在化しつつある中で、住民が主体となり、ビジネスの手法を用いて地域の課題を解決するコミュニティビジネスが、注目を集めています。

今回の行政課題研究セミナーでは、このコミュニティビジネスをテーマに取り上げました。セミナーは2部構成で、第1部では立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科委員長・教授の中村陽一氏による「地域に広がるコミュニティビジネスー21世紀社会デザインのなかでの協働の可能性」と題した基調講演を行いました。続く第2部では、コーディネーターに中村氏、そして3名のパネリストとしてNPO法人コミュニティビジネスサポートセンターの桑原静氏、NPO法人鶴ヶ島市学童保育の会相談役・事務局長の浅見要氏、さいたま市経済局経済部経済政策課総務係長の江幡暢弘氏をお招きし、「コミュニティビジネスのプラットフォーム構築ー現場からの可能性」をテーマにパネルディスカッションを行いました。

中村氏の基調講演では、ソーシャルビジネスやコミュニティビジネスが近年、世界的に注目を浴びている理由として、生活者が、個人の豊かさと社会への貢献を意識する「共費」時代に入っているという社会的な背景があることを説明されました。そして、今後こうした事業が、日本においてますます拡大していくことは間違いないと述べられました。

また、事業の特徴として、ビジネスの手法を用いて地域の課題解決を図るといふことのほかに、①世のため人のためというビジネス本来の意味に立ち返ること、②責任を持って継続すること、③求められている新しい事業を掘り起こして切り拓くこと、の3点を挙げられました。

その上で課題として、社会的な認知度が不足しており、企業や行政がパートナーとして意識しにくいことや社会性と事業性を両立させるのが難しいこと、担い手の人材育成、活動資金調達の難しさなどを指摘されました。

第2部のパネルディスカッションでは、桑原氏が、事業者に対する行政支援の在り方について、事業者と行政が1対1である必要はなく、事業者が必要とする情報を得られる様々なセクターが入ったネットワークをつくることが重要であると述べられました。浅見氏は、事業者の立場から事業の実施に当たっては、地域に信用されるかどうかということが一番重要であり、事業に対して共感を得るためには、どのように地域に入っていくかということが大切であると述べられました。江幡氏は、コミュニティビジネスは、公益性が高いことや思い入れが先行しているということから、ビジネスとしては成熟しにくいという難しい点があると述べられました。

最後にコーディネーターの中村氏は、知識やノウハウは磨けるが、ミッションは、外から育てることはできない。しかし、地域の中には、強い志を持った人たちが存在するので、それを見つけ出してほしいと述べ、パネルディスカッションを締めくくられました。(ま)

=====
★★ご意見・掲載希望★★

今月号のeシンキングはいかがでしたか？ご意見・ご感想がありましたら下記担当までお寄せください。また、各コーナーでは皆様からの参加レポートなどの情報提供を随時募集しています。「これは記事になるかな？」というものがありましたら、お気軽にご連絡ください。

[eシンキング／毎月15日発行]

発行元

彩の国さいたま人づくり広域連合 政策管理部（村田・松本）

〒331-0804 さいたま市北区土呂町2-24-1

TEL:048-664-6681 FAX:048-664-6667

WebPage: <http://www.hitozukuri.or.jp>

E-Mail: jinzai03@hitozukuri.or.jp

=====